

令和3年5月度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和3年5月25日(火) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3階 大会議室

3. 議 事

- 日程第1 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第2 報告第2号 合意解約通知の報告について
日程第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員(12名)

1番 飯塚 信子	2番 岩崎 十三江	3番 木村 輝義
4番 小林 利信	5番 櫻井 正彦	6番 関口 裕
7番 高野 光和	8番 長澤 修一	9番 深澤 良朗
10番 藤生 定雄		12番 前原 卓
13番 根岸 始		

5. 欠席した農業委員(1名)

11番 星野 邦夫

6. 出席した事務局職員(4名)

事務局長 荒井 英夫	事務局長補佐 森田 憲一
主 査 下田 幸子	主 任 古郷 真吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和3年5月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は、「11番 星野 邦夫委員」の1名でございます。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員13名中、現在の出席委員は12名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、根岸会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和3年5月25日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和3年5月25日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「3番：木村 輝義 委員」と「4番：小林 利信 委員」の両名をお願いいたします。

議事

報告第1号

会 長 日程第1 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書：借人、貸人、土地の表示、合意解約内容、合意解約日の説明)

1番

会 長 番号1番につきましては、報告事項ですので報告のみといたします。

報告第2号

会 長 日程第2 報告第2号「合意解約通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書：借人、貸人、土地の表示、合意解約内容、合意解約日の説明)

1番

会 長 番号1番については、報告事項ですので、報告のみといたします。

議案第1号

会 長 日程第3 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番及び番号2番
(議案書：申請人、土地の表示等の説明)

番号1番。申請地北側に居住していますが、敷地拡張したく申請するもの。始末書添付。宅地と一体利用。

番号2番。この案件は、令和3年4月26日に開催されました前回の総会で保留となった案件でございますので、改めて審議をお願いするものであります。現在、自動車販売会社に勤めていますが、独立開業を目指しており、申請地を駐車場として利用したく申請するもの。始末書添付。以上2件の審議につきまして、よろしくお願ひいたします。

1番

会 長

番号1番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

会 長

始末書の朗読が終わりましたので、番号1番について、大間々13区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、飯塚です。地図の1番をご覧下さい。始末書にありましてとおりこの土地は相続が発生しまして、本人は知らずに利用していました。現地を確認したところ、何ら周囲に迷惑がかかるようなことはないと思います。よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。追認案件であり、資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会 長

番号2番については、前回保留となった案件であります。始末書の添付がありますが、前回と同じですので始末書の朗読は省略します。事務局にて申請人より聞き取りを行いましたので、内容について説明をお願いします。

事 務 局

番号2番の案件については、前回の総会で保留となり、現状回復をお願いするこ

ととなりました。その後の経過について説明させていただきます。前回の総会后、代理人の行政書士に保留となったことと現状回復をお願いしました。代理人から、本人は農地法について全く知らず勝手に砂利を入れてしまい反省しています。砂利は大量に入っており取り除く事は大変困難です。保留は致し方ないですが、現状回復はなんとか許していただけませんか。という申し出がありました。それを受けて、根岸会長、深澤委員にご相談し、本人から直接話を伺うこととなりました。5月10日に本人に農業委員会事務局まで来ていただき、お話を伺いましたので、内容をお伝えします。申請地は父親の名義の土地で父親がずっと耕作していましたが、2年前に頸椎損傷の後遺症で歩行が出来ない体となり、土地の管理は隣接地に住む息子さん(本人)に任せていたそうです。本人は雑草の管理をしていましたが、自動車販売関係の仕事の独立を考えており、駐車場として利用しようと考え、昨年2月に砂利を敷いてしまったとのこと。農地法については全く知らず、知っていれば必ず手続きを行ったのですが、今回は推進委員さんに指摘されるまで知らず、大変申し訳なく反省しているというお話でした。お父様にも厳しく叱られたそうです。お父様は昨年7月に亡くなられたそうです。砂利は大量に入っており、取り除くことは容易ではなく、今後は農地法の手続きをきちんと行うので、今回は許可していただきたいとのこと。以上です。

会 長 番号2番について、大間々17区の担当委員より説明をお願いします

9番委員 9番、深澤です。地図の2番をご覧ください。現地は〇〇を渡らず、〇〇を約2キロメートル進みまして右手にあります。事務局から話があったとおり、本人も痛く反省しており、前回の総会より30日間の保留期間を置いたということで、ご容赦願いたいと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満ですので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。追認案件であり、資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

10番委員 せめて薄くでもいいから泥を入れてくださいとは言えなかったのでしょうか。

事務局 行政書士さんにその旨伝えたところ、砂利の上に土を被せる様な子供を騙す様なことをしたら、余計にいけないことではないかとのことでした。

10番委員 でしたら賛成は出来ません。

12番委員 私は前回の総会を欠席したのですが、前回の総会の時に、こういう条件であれば可決しますという話になったはずですよ。前回の総会の決定事項が現状回復な

ら、それを基に審議すれば良いのではないのでしょうか。

会 長 前回の総会では現状回復が可決の条件とまでは決めていません。今の状況では直ちに可決することは出来ないということで保留としました。

6 番委員 前回読んだということで始末書を省略しましたが、内容を覚えていないので、再度読んでいただけますか。

会 長 事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

7 番委員 推進委員さんに違反転用を指摘されてから時間は十分あったはずですよ。

会 長 その時点で申請出来れば良かったのですが、今回改めて違反状態を是正するために申請をしたということです。

事 務 局 昨年の11月25日の総会の時に原状回復もしくは始末書案件とするかの基準を示しました。その中で許可前の事前着工(現状回復出来ない場合等)においては、始末書添付、1ヵ月保留ということで前例に倣って基準をお示ししているところです。

12 番委員 今回の場合は現状回復可能ではないのでしょうか。

会 長 可能といえば可能と言えるかもしれませんが。ただ今回のケースは現状回復するのが勿体ないくらい綺麗にしっかりと作ってありますし、事後とはいえ転用申請をしてくれた意図を酌んで、許可しても良いのではないのでしょうか。

6 番委員 ○○のケースでは、是正をお願いしてからもう4~5年くらい違反転用状態が続いています。今回のケースは始末書も出ていますし、このまま違反転用状態を続けるよりは、許可することですっきりするのではと思います。抑えられるところだけ抑えるというのはいかがなものかなと思います。

会 長 それでは他に意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決しても良いという方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会 長 賛成多数ということで、番号2番の申請は可決いたします。

議案第2号

会 長 日程第4 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号1番。こちらにつきましては、議案第3号 番号10番との農地法第5条同時

申請案件でありますので、その時に併せて審議することによってお願いいたします。

議案第3号

会 長

日程第5 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

番号1番から番号3番

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)

番号1番。現在、実家で家族と共に住んでいますが、生活用品も増え手狭になってきたため、祖父から申請地を借り受け自己の住宅を建築したく申請するもの。

番号2番。申請地近隣に店舗を建設していますが、オープンから数年は混雑が予想されるため、申請地を借り受け、臨時の店舗用駐車場として利用したく申請するもの。一時転用期間は許可日から5年間。

番号3番。現在、市外のアパートに居住していますが、父から申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。以上3件の審議、よろしくお願いいたします。

1番

会 長

番号1番について、笠懸4区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員

3番、木村です。地図の3番をご覧ください。桐生市とみどり市の郡境を南下します。〇〇の信号を通過し250メートルほど進むと〇〇の信号が見えます。その信号を右折し250メートルほど進むと小さな十字路があります。その角地右手側が申請地です。多少草は生えており、周りには住宅がございますが、特に問題はないかと思えます。慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会 長

番号2番について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員

8番、長澤です。地図の4番をご覧ください。〇〇の信号を北に50メートルほど進んだ左手側が申請地です。現地は1/3ほどが均してはありますが草が生えており、残りの2/3はキャベツ、大根等が栽培されていました。特段問題はないかと思いますが、慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。店舗のオープンに伴い、オープンから数年の混雑を解消するための店舗用駐車場を目的とする一時転用であり、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

3番

会 長

番号3番について、笠懸10区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、岩崎です。地図の5番をご覧ください。〇〇を左折し200~250メートルほど進むとT字路があります。そのT字路を進むとハウスと住宅があります。その裏が申請地です。住宅は1軒だけなのですが、近くに堆肥舎があります。後々問題にならないかなと思ったのですが、申請者は地元の方ということで周囲の状況を十分把握した上で住宅を建てることにしたのだと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認

められます。

会 長 番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

事 務 局 番号4番から番号8番
(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)
番号4番。現在、介護施設の施設長をしていますが、従業員用の駐車場が不足しているため、申請地を買い受け、貸駐車場といたく申請するもの。
番号5番。市内で建設業を営んでいますが、閑静で住宅地として最適な申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。
番号6番。現在、アパートで生活していますが、母から実家に隣接した申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。始末書添付。
番号7番。現在、アパートで生活していますが、母から実家の近隣にある申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。
番号8番。現在、借家住まいをしていますが、環境の良い申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第1工区。以上5件の審議、よろしく願いいたします。

4番

会 長 番号4番について、大間々13区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員 1番、飯塚です。地図の6番をご覧ください。〇〇の道を挟んだすぐ南側に現地があります。土を入れて介護施設の駐車場にしたいとのです。周囲は学校やら住宅やらありますが、何の迷惑にもならないところでございますので、特段問題はないかと思いますが、慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

5番

会 長 番号5番について、大間々8区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員 4番、小林です。地図の7番をご覧ください。申請地は〇〇のすぐ南側となります。特段問題はないかと思いますが、慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

6番

会 長 番号6番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

会 長 始末書の朗読が終わりましたので、番号6番について、大間々13区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員 1番、飯塚です。地図の8番をご覧ください。申請地は〇〇の近くです。息子さん

達に近くに家を作らせたいという申請です。先々代から植木を売っていた商売だったものですから、植物が大きくなっています。ただ周囲の方に迷惑をかける様な場所ではございませんので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。

7番

会 長 番号7番について、大間々13区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員 1番、飯塚です。地図の9番をご覧ください。番号6番の土地のすぐ隣が申請地です。今までは綺麗に農地として使われておりました。今回は家を建てたいということです。特段問題はないかと思いますが、慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号7番の申請は可決いたします。
- 8番
- 会 長 番号8番について、大間々10区の担当委員より説明をお願いします。
- 9番委員 9番、深澤です。地図の10番をご覧ください。申請地は〇〇から直線距離で400メートルほど北西に位置する場所です。周りも宅地なので特段問題はないかと思いますが、慎重審議のほど、よろしく願いいたします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。
- 会 長 番号8番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号8番について採決をいたします。番号8番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号8番の申請は可決いたします。
- 事務局 番号9番から番号11番
(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)
番号9番。現在、酪農を主に農業を営んでいますが、父から申請地を借り受け、牛舎を建設し、規模拡大を図りたく申請するもの。こちらにつきましては、後ほど理由をご説明いたします。今回は保留とさせていただきます。
番号10番。こちらにつきましては、議案第2号 番号1番との農地法第5条計画変更同時申請案件となっておりますので、併せての審議をお願いいたします。
番号1番。平成9年7月に許可を受け店舗を建築しようとしたのですが、諸事情により計画を実行できずにいたところ、〇〇から駐車場として利用したいとの要望があり、計画を変更するもの。平成9年7月16日、5条許可。全部承継。田と一体利用。農地法第5条同時申請。
番号10番。現在、申請地近隣でバック・クッション製造販売業を営んでいますが、母から申請地を借り受け、駐車場として利用したく申請するもの。農地法第5条計画変更同時申請。
番号11番。現在、会社員ですが、日当たりが良く、平坦で安全性が高い申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。勢多郡東村土地改良区。以上3件の審議、よろしく願いいたします。
- 会 長 それでは番号9番の案件ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局 番号9番の内容につきましては、農地区分は青地、転用目的は牛舎用地ということで農業用施設等に該当するので、除外の申請は必要ないのですが、除外の軽微変更という手続きが必要となります。この手続きについては、5月上旬に農林課で申請を受け付けているのですが、現時点でまだ許可が下りていませんので、農地法第5条の審議は保留とさせていただきます。許可が下りてから、農地法第5条の審議に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

10番

会長 番号10番については、議案第2号 番号1番との農地法第5条計画変更同時申請案件でありますので、併せての協議をお願いします。大間々14区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員 4番、小林です。地図の12番をご覧ください。申請地は〇〇を通り過ぎて〇〇方面へまっすぐ進むと左手に〇〇の公民館があります。その手前の道を鋭角に右に入ったところが申請地です。農地パトロール等で普段通っている道で、特段問題はないかと思いますが、慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 最初に議案第2号 番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、議案第2号 番号1番について採決をいたします。議案第2号 番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、議案第2号 番号1番の申請は可決いたします。

会長 次に番号10番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号10番について採決をいたします。番号10番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 10 番の申請は可決いたします。

11 番

会 長 番号 11 番について、東 3 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員 6 番、関口です。地図の 13 番をご覧ください。申請地は東支所より国道 122 号線を〇〇方面へ 2 キロメートルほど進んだ国道の北側です。住宅が点在する一角になりますが、ここ 3 年くらいの中にこの辺り一帯が太陽光で埋まってきたという場所です。審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は山間部に位置しており、農地の規模が 10 ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 番号 11 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 11 番について採決をいたします。番号 11 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 11 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

会 長 日程第 6 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 今回は新規設定が 10 件、再設定が 4 件ございます。
(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権の説明)
新規設定が 10 件、地積合計は 5,572.35 m²になります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 10 番につきまして、ご意見等ございますか。

6 番委員 確認なのですが、番号 3 番、番号 4 番はそれぞれ地積が 46 m²、3.35 m²ということなのでしょうか。

会 長 番号2番、番号3番、番号4番の畑が地続きで1枚の田になっています。地番が別なので、地番毎に分けて行を変えて記入しているのだと思います。番号2番、番号3番、番号4番全て併せて玄米1俵ということだと思います。

事 務 局 番号4番の小数点については、通常農地の場合は小数点以下がないものですから調べたところ、確かに登記簿上は3.35㎡ということで間違いはありませんでした。

会 長 他に意見等ないようですので番号1番から番号10番について採決をいたします。番号1番から番号10番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番、番号8番、番号9番、番号10番は可決いたします。次の説明をお願いします。

事 務 局 番号3番、番号4番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当する案件ですので、9番 深澤 良朗委員につきましては、その時に退席をお願いすることになりますので、よろしくお願ひいたします。再設定2件。地積合計は4,789㎡になります。よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号2番について採決をいたします。番号1番から番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番は可決いたします。

会 長 次に、番号3番から番号4番になりますので、深澤良朗委員は退席願ひます。

(深澤良朗委員退席)

事 務 局 再設定2件。地積合計は1,618㎡になります。よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号3番から番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番から番号4番について採決をいたします。番号3番から番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番、番号4番は可決いたします。それでは深澤良朗委員お戻り下さい。

(深澤良朗委員入室)

ありがとうございました。以上で議題関係は終了となります。これですべての審議を終了しましたので、令和3年5月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和3年5月25日 午後2時30分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名捺印する。

議事録署名人

会 長 印

3 番委員 印

4 番委員 印